

平成27年度大阪市生活困窮者自立支援事業について

「生活困窮者自立支援法」の施行（平成27年4月1日）に伴い、生活困窮者に対する新たな相談支援の窓口を全区役所内に設置する

- ・ 生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要なサービスにつなぎ、生活困窮状態からの早期自立を支援する
- ・ 支援にあたっては相談者の状況に応じて、国と地方自治体、行政と民間の協働による包括的・継続的な支援を提供する
- ・ 就労支援、学習支援等について、総合就職サポート事業等と一体的、効率的に実施する

事業内容

□ 自立相談支援事業

- 【相談支援】 各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う
- 【就労支援】 相談支援窓口で相談された方で個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方等に対し、ビジネススキル等の向上のための支援や求職活動などの実践的な支援のほか、就労意欲の喚起、求人開拓、就労後の職場定着支援などを実施

□ 住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者に対し、有期で家賃相当額を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を実施する。（支給要件有）

□ 一時生活支援事業

これまでホームレス対策として実施してきた、「自立支援センター事業」等を活用し、一定の住居のない生活困窮者等に対し、一時的な宿泊場所や衣食を提供

□ 学習支援事業

中学生がいる家庭に対し、子ども自立支援員を派遣し、親子の進学意識を高め、高校への進学に向けたカウンセリング等の支援を行い、子どもの自立への動機づけを実施

□ 就労訓練推進事業

すぐに一般就労が難しい生活困窮者に対し、支援付きの就労・訓練の場を提供する就労訓練事業に、より多くの事業者の参入を促すため事業の周知・啓発を実施